パブリックコメント実施結果報告書 【案件名:第3次つくば市鳥獣被害防止計画(案)】

令和5年(2023年)2月 つくば市経済部鳥獣対策・森林保全室

■ 意見集計結果

令和4年12月2日から令和5年1月4日までの間、第3次つくば市鳥獣被害防止計画 (案)について、意見募集を行った結果、3人(団体を含む。)から3件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	3人
合 計	3人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

〇 2.(4)従来講じてきた被害防止対策について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	現在被害を受けている農業	1件	柵の正しい設置、管理等の周知
	用地および柵について、正し		については、2ページの「(5)
	い知識を周知することで、今		今後の取組方針」の「⑤地域ぐ
	よりも被害が軽減できるの		るみによる鳥獣被害防止の環境
	ではないか。		づくりの啓発を行う。」として
			計画しています。今後もイラス
			トや図の入った分かりやすいチ
			ラシ等により周知を行い、鳥獣
			被害防止対策に取り組んでいき
			ます。

〇 3.(3)対象鳥獣の捕獲計画について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
2	ハクビシンもアライグマと	1 件	ハクビシンもアライグマと同様
	同様に捕獲を行って実態を		に捕獲することについては、3
	解明し、被害防止対策に取り		ページの「3.対象鳥獣の捕獲等
	組んでほしい。		に関する事項」の「(1)対象
			鳥獣の捕獲体制」に記載のとお
			り、捕獲に関する法律が異なる
			ことから、同様の捕獲ができな
			いものとなっています。
			具体的には、アライグマは生態
			系等に被害を及ぼすものとして
			国が「特定外来生物」に指定し
			ており捕獲を推進しています
			が、ハクビシンは「特定外来生
			物」に指定されていないことか
			ら、捕獲するためには、狩猟免
			許所持や捕獲許可が必要であ
			り、アライグマと同様の捕獲が
			できないものとなっています。
			しかし、ハクビシンの被害状況
			等の把握は必要と考えており、
			農業者を対象にアンケートによ
			る実態調査を実施し、被害防止
			対策を検討していきます。

O <u>8.捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利</u> 用に関する事項について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
3	石岡市と連携するなどして	1件	野生イノシシの食材としての活
	ジビエを食材として活用す		用については、引き続き国や県
	る方法を考えてほしい。		の動向を注視しながら、6ペー
	平成30年2月の回答時には		ジの「8.捕獲等をした対象鳥獣
	「現在、茨城県内においては		の食品・ペットフード・皮革と
	出荷制限が解除されておら		しての利用等その有効な利用に
	ずジビエの活用は難しいこ		関する事項」の「(1)捕獲等
	とから、出荷制限解除後に検		をした鳥獣の利用方法」に記載

討します」とあるがどうなっ ているのか?

のとおり、他市町村の事例等を 参考にし、検討していきます。 御質問のあった「平成30年2月 の回答時には現在、茨城県内に おいては出荷制限が解除されて おらずジビエの活用は難しいこ とから、出荷制限解除後の検討し については、原子力災害対策特 別措置法に基づく野生鳥獣肉の 出荷制限については、平成23年 12月に指定され、平成24年4月 1 日から茨城県全域でイノシシ 肉は出荷制限されていました が、令和3年4月5日に「出荷 ・検査方針」が見直されたこと により緩和されました。

しかし、現在は野生イノシシが 生息している筑波山周辺や宝篋 山周辺は、国が定める豚熱感染 確認区域に含まれていることな どから、ジビエ等の有効利用は 進んでいない状況ですが、石岡 市との協議は実施しており、今 後も継続していきます。

■ 修正の内容

パブリックコメントによる修正ではありませんが、修正した箇所を以下に記載します。

○ 3.(3)対象鳥獣の捕獲計画について

修正前	修正後
(1) イノシシ	(1) イノシシ
<u>イノシシについては、豚熱の影響</u>	令和元年から令和3年の捕獲実績
等により生息数の減少が予想される	の平均 <u>を捕獲計画数に</u> 設定する。
ため、令和元年から令和3年の捕獲	※過去の捕獲実績
実績の平均 <u>に基づき</u> 設定する。	令和元年度 398 頭 令和2年度

※過去の捕獲実績

令和元年度 398 頭 令和 2 年度 506 頭 令和3年度193頭

平均捕獲頭数 (R1~R3) :約 366 頭

(2) カラス

カラスについては、令和元年から 令和3年の捕獲実績の平均に基づき | の平均を捕獲計画数に設定する。 設定する。

※過去の捕獲実績

令和元年度 306 羽 令和 2 年度 322 羽 令和 3 年度 440 羽 322 羽 令和 3 年度 440 羽

平均捕獲羽数 (R1~R3) : 約 356 KK

(3) ハクビシン

僅少であり生息状況が不明であるた | 不明であるため捕獲計画頭数を設定 め捕獲計画頭数を設定しない。

(4) アライグマ

茨城県アライグマ防除実施方針に 基づき、最終的に本市における野外 基づき、最終的に本市における野外 からの完全排除を目標とする。

※過去の捕獲実績

頭 令和3年度206頭

506 頭 令和3年度193頭

平均捕獲頭数 (R1~R3) : 約 366 頭

(2) カラス

令和元年から令和3年の捕獲実績

※過去の捕獲実績

令和元年度 306 羽 令和2年度

平均捕獲羽数(R1~R3): 356 羽

(3) ハクビシン

ハクビシンについては捕獲実績が 捕獲実績が僅少であり生息状況が しない。

(4) アライグマ

茨城県アライグマ防除実施方針に からの完全排除を目標としている。 年々増加傾向にあるため、令和元年 令和元年度79頭 令和2年度243から令和3年の捕獲実績の平均は 176 頭であるが、過去2年の捕獲頭 数が 200 頭を超えているため、捕獲 計画頭数を300頭に設定する。

※過去の捕獲実績

令和元年度79頭 令和2年度243 頭 令和3年度206頭

平均捕獲頭数 (R1~R3) : 176 頭

※パブリックコメントによるものではありませんが、内容をわかりやすく修正し ました。

○ 7.捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項について

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>
修正前	修正後
原則、持ち帰りとし、関係法令に従	原則持ち帰り、関係法令に従い適切
い、肉は一般廃棄物、骨と皮は焼却	に処理する。地形的要因等で持ち帰
施設に持ち込み適正に処理する。地	り困難な場合は埋設処理をする。
形的要因等で持ち帰り困難な場合	
は、埋設処理する。	

※パブリックコメントによるものではありませんが、記載内容を簡潔に修正しました。

○ 9.(4)その他被害防止対策の実施体制に関する事項について

修正前	修正後
農業者だけでなく、地域住民にも現	農業者だけでなく、地域住民にも現
在の被害状況を理解してもらい、協	在の被害状況を理解してもらい、協
力を求め、被害防止の啓発及び学習	力を求め、被害防止の啓発及び学習
会活動を実施し、地域一体での取り	会活動を実施し、地域一体での取り
組みを進めていく。	組みを <u>促進する。</u>

※パブリックコメントによるものではありませんが、語尾を修正しました。